

第5期嬉野市農業委員会
第8回定例総会議事録

平成31年3月4日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第8回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下野一本杉一 賃借権	H31.03.04	承認
	2	谷所馬場浦 使用貸借権	H31.03.04	承認
	3	下宿一本松 外1筆 賃借権	H31.03.04	承認
	4	下野古小場 外2筆 使用貸借権	H31.03.04	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～36	久間一本黒木 外78筆 賃借権・使用貸借権	H31.03.04	承認
	嬉1～24	岩屋川内小杭 外41筆 使用貸借権・賃借権	H31.03.04	承認
		利用権移転・転貸		
	塩1	谷所三本椿 賃借権	H31.03.04	承認
		利用権設定（農地中間管理機構）		
	塩1-2	谷所三本柳 外1筆 賃借権・	H31.03.04	承認
	嬉1	下宿二本櫻 外1筆 使用貸借権	H31.03.04	承認
		所有権移転		
	塩1	五町田今川 あっせん	H31.03.04	承認
	嬉1	下野一本松一 あっせん	H31.03.04	承認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について		
	1	真崎大牟田東 売買	H31.03.04	許可
	2	真崎大牟田東 売買	H31.03.04	許可
	3	久間黒木 売買	H31.03.04	許可
	4	五町田熊野 売買	H31.03.04	許可

	5	下宿四本栗 売買	H31.03.04	許 可
議案第4号		農地法第4条申請の承認について		
	1	下宿小崩 駐車場及び庭	H31.03.04	承 認
	2	岩屋川内今ノ川内 宅地拡張(通路・駐車場)	H31.03.04	承 認
議案第5号		農地法第5条申請の承認について		
	1	岩屋川内今ノ川内 外3筆 駐車場	H31.03.04	承 認
	2	下野小池田 外3筆 太陽光発電設備設置	H31.03.04	承 認
	3	下野四本杉 資材置場	H31.03.04	承 認
	4	吉田中村 外2筆 太陽光発電設備設置	H31.03.04	承 認
	5	吉田岩倍 一般住宅	H31.03.04	承 認
	6	久間代木 外1筆 太陽光発電設備設置	H31.03.04	承 認
議案第6号		非農地証明願について		
	1	谷所四本松	H31.03.04	証明決定
議案第7号				
	1	平成31年3月4日付け嬉総第699号で市長から要請のあったことについて	H31.03.04	同 意

1 招集年月日 平成31年3月4日

2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室

3 開会日時 開会 3月4日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 3月4日 午後2時57分 議長 川内 利光

4 会議の公開の 非公開
可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条
第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席 番号	氏名	出欠	備考	議席 番号	氏名	出欠	備考
会長	川内利光	出	議長	7	原田謙次	出	
1	池田博幸	出		8	峰正己	出	憲章朗読
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	
3	森和義	出		10	杉崎順憲	出	
4	西田昭義	出		11	山口安則	欠	
5	植松和幸	出	議事録署名	12	生田健児	出	
6	山口智佐代	出	事前審査班長 議事録署名				

(職員等)

事務局長	白石伸之	主事	三根拓己
主事	永田良子	農林課主任	納富作男

6 議事日程

- 第1 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 議案第6号 非農地証明願について
- 議案第7号 平成31年3月4日付け嬉総第699号で
市長から要請のあったことについて

7 会議の概要 — 午後1時30分 開会 —

局長 定刻になりました。

今日は、全員出席であります。定足数に達しておりますので、川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

会長 (挨拶等)

それでは、ただ今から、第5期嬉野市農業委員会第8回定例総会を開催いたします。本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号8番峰委員にお願いします。全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和
御着席ください。

議長 議事録署名委員は、議席番号5番植松和幸委員と6番山口智佐代委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の解約についてを議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。貸付人は、温泉1区の〇〇〇〇様、借受人は、下宿の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野一本杉一〇〇〇番、地目は田、面積は1,779㎡。利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成30年3月5日から平成35年3月1日までです。小作料は、反当たり米17kg、年30kg。解約理由は、借受人を変えて、再契約をするためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号2番です。貸付人は、石垣上の〇〇〇〇様、借受人は、永石の〇〇〇〇様です。所在地は、大字谷所馬場浦〇〇〇番〇。地目は田、面積は2,041㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。期間は平成29年2月10日から平成39年2月9日までです。解約理由は、借受人を変えて、再契約をするためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、整理番号3番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号3番です。貸付人は、今寺の〇〇〇〇様、借受人は、同じく今寺の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿一本松〇〇〇番、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で3,937㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成27年5月10日から平成32年5月9日までです。小作料は、反当たり米30kg、年120kg。解約理由は、借受人を変えて、再契約をするためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号3番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、整理番号4番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号4番です。貸付人は、井手川内の〇〇〇〇様、借受人は、葉県船

橋市の株式会社緑門代表取締役下山田力様です。所在地は、大字下野古小場〇〇〇番〇、外2筆。地目は3筆とも畑、面積は合計で1,993㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は茶の実です。期間は平成28年12月10日から平成31年12月9日までです。解約理由は、借受人が離農するためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

9 番
事 務 局

どういった会社ですか。この株式会社〇〇って、というのは。

茶の実からオイルを採取して、化粧品等に利用しておられました。お茶の種類によって、オイルが量取れないものもあり、嬉野では、厳しいという話を以前聞いたことがあります。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号4番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

それでは、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。

お諮りします。利用権設定塩田町の分整理番号1番から36番までについてを一括審議したいと思います。異議ありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。利用権設定塩田町の分整理番号1番から36番までについては、農林課の説明をお願いいたします。

農 林 課

別添の表1ページ目から5ページ目をお願いいたします。利用権設定塩田町の分整理番号1番から36番まででございます。貸し手人は、南下久間の〇〇〇〇様、外31名様です。借り手人は、冬野の〇〇〇〇様、外21名様です。所在地は、大字久間一本黒木〇〇〇番〇、外78筆。地目は、62筆が田、17筆が畑で、面積は合計で83,513㎡、内訳といたしましては、田が76,478㎡、畑が7,035㎡です。利用権は賃借権と使用貸借権、期間は1年から10年で、新規と再設定です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしていますので、よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、塩田町の分整理番号1番から36番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から36番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いい

たします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、利用権設定塩田町の分整理番号1番から36番までについては、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、利用権設定嬉野町分です。皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野町分整理番号1番から24番までについては、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。利用権設定嬉野町分整理番号1番から24番までについては、農林課の説明をお願いいたします。

農 林 課

別添の表6ページ目から8ページ目をお願いいたします。利用権設定嬉野町分整理番号1番から24番までについてです。貸し手人は、上岩屋の〇〇〇〇様、外18名様です。借り手人は、同じく上岩屋の〇〇〇〇様、外19名様です。所在地は、大字岩屋川内小杭〇〇〇番〇、外41筆。地目は、39筆が田、3筆が畑で、面積は合計で57,454㎡、内訳といたしましては、田が45,584㎡、畑が11,870㎡です。利用権は使用貸借権と賃借権、期間は1年から10年で、再設定と新規です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、嬉野町分整理番号1番から24番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町分整理番号1番から24番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、利用権設定嬉野町分整理番号1番から24番までについては、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、利用権移転・転貸塩田町分です。整理番号1番について、農林課の説明をお願いいたします。

農 林 課

別添の表9ページ目をお願いいたします。利用権移転・転貸塩田町分整理番号1番です。貸し手人は、石垣下の〇〇〇〇様、借り手人は、同じく石垣下の〇〇〇〇様です。所在地は、大字谷所三本椿〇〇〇番〇。地目は田、面積は2,212㎡。利用権は賃借権期間は移転前の残存2年間で、移転期日は平成31年1月1日です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、よろしくをお願いいたし

ます。

議 長

それでは、利用権移転・転貸塩田町の分整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権移転・転貸塩田町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、利用権移転・転貸塩田町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、利用権設定 農地中間管理機構の分です。お諮りします。利用権設定農地中間管理機構の分整理番号1番から3番までについて、一括審議したいと思いますが、異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。利用権設定農地中間管理機構の分整理番号1番から3番までについて、農林課の説明をお願いいたします。

農 林 課

続きまして、別添の表10ページ目をお願いいたします。利用権設定農地中間管理機構の分整理番号1番から3番まででございます。貸し手人は、石垣上の〇〇〇〇様、外2名様です。借り手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様です。所在地は、大字谷所三本柳〇〇〇番〇、外3筆。地目は4筆とも田、面積は合計で3,933㎡。利用権は賃借権と使用貸借権、期間は6年2箇月から10年で、新規と再設定です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしていますので、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、利用権設定農地中間管理機構の分整理番号1番から3番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定農地中間管理機構の分整理番号1番から3番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、利用権設定農地中間管理機構の分整理番号1番から3番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

次に、所有権の移転についてです。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

別添の表11ページ目を御覧ください。所有権の移転整理番号1番です。売

り手人は、畦川内の〇〇〇〇様、買い手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様です。所在地は、大字五町田今川〇〇〇番、地目は田、面積は1,525㎡。所有権移転の種類は、あっせんで、利用目的は米です。対価としましては、反当たり300,000円、全体で457,000円です。以上です。

議 長

それでは、所有権の移転整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

所有権の移転整理番号2番です。売り手人は、下吉田の〇〇〇〇様、買い手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様です。所在地は、大字下野一本松一〇〇〇番、地目は田、面積は2,875㎡。所有権移転の種類は、あっせんで、利用目的は米です。対価としましては、反当たり584,000円、全体で1,680,000円です。以上です。

議 長

それでは、所有権の移転 整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可についてを、議題とします。皆さんに、お諮りします。整理番号1番と2番については、譲受人が同一でありますので、一括審議したいと思いますが、異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。整理番号1番と2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案書2ページ、整理番号1番と2番は、売買による所有権の移転です。先ず、整理番号1番。譲渡人は大牟田の〇〇〇〇様、譲受人は、鍋野の〇〇〇〇

様です。所在地は、大字真崎大牟田東〇〇〇番〇。地目は田、面積は4,058㎡。売買価格は、反当たり800,000円、全体で3,246,400円です。

次に、整理番号2番。譲渡人は、大牟田の〇〇〇〇様、譲受人は、鍋野の〇〇〇様です。所在地は、大字真崎大牟田東〇〇〇番〇。地目は田、面積は175㎡。売買価格は、反当たり800,000円、全体で140,000円です。整理番号1番、2番ともに、譲渡理由は、労力不足。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。図面は4ページと5ページ、6ページと7ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号1番及び2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。はい、原田委員。

7 番

何ば、耕作するとかな。

4 番

きゅうり。今、農業大学の2年生やもん。今年、卒業たい。そして、きゅうりば、作るって。

7 番

そら、よかことばい。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番と2番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号1番及び2番については、原案どおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号3番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号3番です、売買による所有権の移転です。譲渡人は、冬野の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく冬野の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間黒木〇〇〇番〇。地目は田、面積は131㎡。売買価格は、反当たり500,000円全体で65,500円です。譲渡理由は、耕作不便。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。図面は8ページと9ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号3番については、原案どおり許可することに決定をいたしました。

た。

事務局 続きまして、整理番号4番について、事務局の説明をお願いいたします。
整理番号4番です。売買による所有権の移転です。譲渡人は、熊野の〇〇〇〇様、譲受人は、谷の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田熊野〇〇〇番。地目は田、面積は244㎡。売買価格は、反当たり122,951円、全体で30,000円です。譲渡理由は、労力不足。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。図面は10ページと11ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号4番については、原案どおり許可することに決定をいたしました。

事務局 続きまして、整理番号5番について、事務局の説明をお願いいたします。
整理番号5番です。売買による所有権の移転です。譲渡人は、下宿の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく下宿の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿四本栗〇〇番〇。地目は畑、面積は319㎡。売買価格は、反当たり940,439円、全体で300,000円です。譲渡理由は、農業廃止。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。図面は12ページと13ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号5番については、原案どおり許可することに決定をいたしました。

事務局 次に、議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認についてを、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。
議案書14ページ、整理番号1番です。始末書付きの案件です。認識不足により、平成30年4月頃から、駐車場、庭として、転用してしまいました。という内容で提出されております。申請人は、湯野田の〇〇〇〇様です。所在

地は、大字下宿小崩〇〇〇番〇。地目は畑、面積は260㎡です。農地区分は、第3種農地。用途目的は、駐車場及び庭。事由は、申請地は、休耕地である。居住地、宅地に隣接する申請地を駐車場及び庭として転用したいということです。東は里道、西は宅地、南は道路、北は宅地です。図面は15ページと16ページ、写真は1番を御覧ください。以上です。

議 長

山口委員、地域担当委員としての説明と、2月28日に第3班で実施した事前審査の審査結果について、報告をお願いいたします。

地域担当・班長

えっと、藤川さんですけど、駐車スペースが狭く、狭いために、宅地の前栽畑とっていたところ、農地だったということで、すぐに申請をし直されたということで、別に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第4号農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号2番です。始末書付きの案件です。認識不足により、平成12年頃から、通路、駐車場として転用してしまいました。との内容の始末書が提出されました。申請人は、下岩屋2区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内今ノ川内〇〇〇番〇。地目は畑、面積は93㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、宅地拡張の通路、駐車場です。事由は、申請地は、休耕地である。北側の里道が狭く介護車両等の通行が不便であり、宅地への通路・駐車場として転用したいということです。東は宅地、西は道路、南は宅地、北は雑種地、宅地です。図面は17ページと18ページ、写真は2番を御覧ください。以上です。

議 長

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。

地域担当

今、事務局からの話がありましたとおり、別に指摘することはないと思います。先月の〇〇さんの件に、ちょっとかかり、かかって、次の案件に出てくると思いますので、よろしく審議、お願ひします。

議 長

山口班長、事前審査の結果について、報告をお願いいたします。

班 長

今、説明されたとおりで、別に問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第4号農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認についてを、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書19ページ、整理番号1番です。始末書付きの案件です。認識不足により、平成14年頃から駐車場に、転用してしまいました。との内容の始末書が提出されております。譲渡人は、下岩屋2区の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく下岩屋2区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内今ノ川内〇〇〇番〇、外3筆。地目は畑、面積は合計で10.38㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、駐車場。事由は、申請地は、休耕地である。平成12年、〇〇〇の土地にアパートを建設する際、通路・駐車場を造成するにあたり、隣接地、宅地の〇〇〇と土地の交換の約束をしていたため、駐車場として転用したいということです。東は宅地、西は道路、南は宅地、北は畑です。この契約は、交換です。図面は21ページと22ページ、写真は3番を御覧ください。以上です。

議 長

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

先ほどありました。〇〇〇〇さんとの件の引き続きです。〇〇さんがアパートの駐車場が足りないっちゅうことで、〇〇〇〇さんに依頼して、駐車場を作りたいっちゅうことで申請を、があって、それで土地の交換をするっちゅうことですね。の、お願いでした。よろしくをお願いします。

議 長

山口班長、事前調査の結果について、報告をお願いいたします。

班 長

今、杉崎委員がおっしゃったとおりです。どうか、よろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

9 番

ちょっと教えてください。これだけ狭か土地に〇〇〇の枝番のさ、こいだけ分かれて、なし、ぎゃん分けた。昔、公の道でもあったとやろか。

1 番

これはですね。前回、駐車場を設置するときに、境界がぐりぐりしとったからです。それを一直線になしたため、少しずつ残ったということです。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号2番です。始末書付きの案件です。認識不足により、平成30年10月頃から、山林と思い、太陽光発電設備の設置をしてしまった。という内容の始末書が提出されております。貸付人は、西川内の〇〇〇〇様、借受人は、佐賀市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野小池田〇〇〇番〇、外3筆。地目は現況畑の山林が3筆、畑1筆、面積は合計で882㎡です。内訳は、議案書に表記のとおりです。農地区分は、第2種農地。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、現在休耕地である。日射条件もよく隣接農地への影響も少ないため、太陽光発電設備設置として転用したいということです。東は山林、西、南、北は畑です。賃借料は、反当たり90,703円、全体で年80,000円です。図面は23ページと24ページ、写真は4番を御覧ください。以上です。

議長 植松委員、地域担当委員としての説明をお願いいたします。

地域担当 周囲はですね。全て、全部、茶畑でですね、現況。あの、勾配もなくですね。水の心配はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 山口班長、報告をお願いいたします。

班長 今、植松委員が言われたとおり、と、また、日当たりの良い場所でしたので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

4番 業者さんが始末書を、何回でん書くでしようが、こいさ、やっぱい、一般の人が分からじ始末書書くととは、訳の違うんじやなかかなと感じがするんですけども、あの、ここは前期のときも、2回しとらすですもんね。

事務局 以前から、始末書を出せばいいんだろう。という感覚の業者がいらっしゃいました。本来の始末書の意味、精度を、しっかり確認して、しかるべき対処ができるようにと、事務局としても考えています。次回の総会で報告できるようにしたいと思っています。

議長 他にありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番です。譲渡人は、湯野田の〇〇〇〇様、譲受人は、温泉2区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野四本杉〇〇〇番〇。地目は田、面積は363㎡。農地区分は、第2種農地です。用途目的は、資材置場。事由は、申請地は、現在休耕地である。事業を行う中で資材置場が不足しており、現在既

存の資材置場の隣接地を利用するため転用したいということです。なお、申請地につきましては、昭和57年に、現在資材置場として利用している土地の購入際に、一緒に購入の予定で、支払いも済まされていたのですが、当時農地では所有権の移転ができず、今回資材置場の拡張が必要となって転用の申請をされています。東は里道、西は雑種地、南は原野、北は山林です。この契約は、贈与です。図面は25ページと26ページ、写真は5番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

申請地はですね。かなり荒れていてですね。少し草を払って、きれいになっておりましたが、上の方にですね。自分のとこの、設備屋さんの、会社の所有の、現在の持っておられます。そこに、資材置場として転用したいと、申請が上がってます。泥とか、多くは盛られんと思いますけど、下に道があつてですね。水路の方も泥が流れんようにお願いします。ということで、言ってきました。よろしく、お願いします。

議 長
班 長

山口班長、事前調査の結果の報告をお願いします。

横に水路があるので、その水路の維持関係と、その、大雨とイノシシ対策をお願いします。ということで、言ってきました。よろしくお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続いて、整理番号4番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号4番です。貸付人は、東吉田の〇〇〇〇様、〇〇〇〇様です。借受人は武雄市の株式会社山茂電機代表取締役山口信之様です。所在地は、大字吉田中村〇〇〇番、外2筆。地目は3筆とも畑 面積は合計で1,036㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、休耕地である。後継者不足等により、今後このまま農地の状態で維持、管理することは大変困難である。土地を有効活用するため、太陽光発電設備設置として転用したいということです。東は畑、西は宅地、畑、南は里道、北は水路です。賃借料は、反当たり77,220円、全体で年80,000円です。図面は27ページと28ページ、写真は6番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

峰委員、地域担当委員としての意見、説明をお願いいたします。

写真が6番です。見ただけで分かるとおりでですね。お茶が生い茂ってですね。

してますんで、あの、このままではイノシシの活躍の場になると思いますので、こういう所には、いいんではないかと思います。ただ、その下に宅地があったんで、水は注意してください。と言ってます。

議 長

はい、山口班長。

班 長

ちょうど、その時、近隣の方が見えてて、承諾をされてたみたいですから、問題ないと思います。よろしく、お願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続いて、整理番号5番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案書20ページ、整理番号5番です。貸付人は、東吉田の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく東吉田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田岩倍〇〇〇番〇。地目は畑、面積は392㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、一般住宅。事由は、申請地は、耕作をされていた農地である。現在の住居は築年数が古く、また同居家族の人数も多いため一般住宅として転用したいということです。東は里道、西、南は畑、北は道路です。この契約は親子間の使用貸借です。図面は29ページと30ページ、写真は7番を御覧ください。以上です。

議 長

峰委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

この家族はですね。ちょっと、家族が多くてですね。4世代9人おられまして、今は子どもが小さいけどですね。もう何年かすれば、部屋がほしい言うだろうということですね。あの、今の家の後ろの方に、家を建てたいということですので、よろしゅう、お願いします。

議 長

はい。山口班長、はい。

班 長

別にないです。どうか、よろしくお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号6番です。譲渡人は、鹿島市の〇〇〇〇様、譲受人は、福岡市の〇〇〇〇合同会社代表社員〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間代木〇〇〇番〇、外1筆。地目は2筆とも畑、面積は合計で1,242㎡。農地区分は、第2種農地です。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、現在休耕地である。今後農地の維持管理が困難であるため、太陽光発電設備設置として転用したいということです。東は宅地、西は畑、宅地、南、北は畑です。売買価格は、反当たり909,823円、全体で1,130,000円です。図面は31ページと32ページ、写真は8番を御覧ください。以上です。

議長

中島委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

所有者の方がですね。鹿島の山浦ということで、昔は、以前はですね。鹿島の方から来て、耕作してたんですけど、現在高齢になってですね。もうしいえないということで、まあ、荒らすよりもですね。5条を申請して、会社に売ってですね。その会社が太陽光を設置するというので、まあ、仕方がないかな。というふうに、思っております。よろしくをお願いします。

議長

山口委員。

班長

別にないです。よろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号6番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

次に、議案第6号 非農地証明願についてを、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書33ページ、整理番号1番です。始末書付きの案件です。願出者は、下童の〇〇〇〇様です。所在地は、大字谷所 四本松〇〇〇番〇。地目は畑、面積は177㎡で、農地区分は、第2種農地。用途目的は、宅地、1階倉庫、2階住居です。本来ならば平成元年に、倉庫等建築の際に転用申請すべきであったところを、認識不足により転用の許可を得ずに宅地として利用していました。住居の建て替えにより登記が農地であることが判明したため、非農地証明をお願いしたいということです。図面は34ページと35ページ、写真は9番を御覧ください。以上です。

議長

馬場委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

はい、馬場です。地図の34ページ、35ページを見てください。ここは、今の住居から橋の方に、ちょっと小屋が建ってたんですね。住居と小屋の間

に、また新しく、あの2世帯住宅みたいにして建てられたところ、登記したら
ですよ。小屋のここら辺が農地、畑になっていたということで、始末書付きで
すけど、どうぞ、よろしくをお願いします。

議 長

山口班長、事前審査について。

班 長

今、説明されたとおりです。どうか、よろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案どおり非
農地であると証明することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。整理番号6番については、原案どおり非農地証明する
ことに決定をいたしました。

次に、議案第7号平成31年3月4日付け嬉総第699号で市長から要請の
あったことについてを、議題とします。

事 務 局

議長、暫時休憩をお願いします。

議 長

暫時休憩します。

(事務局長から平成31年3月4日付け嬉総第699号の要請趣旨、内容を
説明し、出席者全員で協議)

議 長

それでは、再開します。

この件については、特定の個人に関することということで、事務局から暫時
休憩中に、趣旨、内容の説明がありました。

嬉野市として、対応するため、農業委員会も同様の対応を取るようとの、
市長からの要請であります。皆さんに、お諮りします。嬉野市農業委員会は、
市長の要請のとおり、同様の対応をすることに異議のない委員は、挙手をお願
いします。

〔全員挙手〕

議 長

全員同意、異議なしと認めます。議案第7号について、嬉野市農業委員会は、
平成31年3月4日付け嬉総第699号に記載されたとおりの対応をするこ
とに決定しました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議
したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

ないようですので、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第8回定例総会を閉会します。

(午後2時分57閉会)